

# 企画提案仕様書

## 1 業務委託の名称

令和7年度 次世代の健康づくり副読本の広報啓発等に係る業務委託

## 2 業務委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 3 業務の目的

第3次「健康おきなわ21」の目標項目にも掲げる「早世の予防」、「平均寿命の延伸」、「健康寿命の延伸」を図るには、幼少期からの健康教育も重要であることから、県では小中学生向けに次世代の健康づくり副読本(以下「副読本」という)を作成し、学校現場での活用促進に取り組んでいる。

本業務では、副読本の食生活学習教材「くわっち～さびら」を印刷・製本し、県内全小学校の新1年生分を各市町村の教育委員会等へ発送する。また、副読本の周知・活用を促進する取組を実施する。

## 4 契約上限額

契約の上限額は、8,105,000円以内(消費税及び地方消費税含む)とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

## 5 業務委託の内容

- (1) 令和8年度新小学1年生へ配布用の食生活学習教材「くわっち～さびら(資料編)」の印刷・製本、及び各市町村の教育委員会等への発送業務。
- (2) 副読本の学校・家庭・地域での活用促進に繋がる取組の実施。
- (3) (1)～(2)実施後、成果物および報告書の提出。

## 6 業務の内容

以下の内容を踏まえた業務を行うこと。

- (1) 令和8年度新小学新1年生へ配布用の食生活学習教材「くわっち～さびら(資料編)」の印刷・製本
  - ア 原稿:デジタル原稿(InDesign、PDF)
  - イ 頁数等:表紙(両面2p)、本文(66p)、裏表紙(両面2p)、シール印刷(片面1p)  
全71ページ
  - ウ 紙質・製本・加工等:公告期間中は、業務時間内において「くわっち～さびら(資料編)」の冊子を健康長寿課で閲覧可能とすることから、応募者は現物を確認し判断すること。
  - エ 表紙作成:裏表紙を修正する予定。

オ 校正:3回

カ 冊数:19,000 部程度(令和8年度の小学校新入生の予定数により変動あり)

(2) 印刷・製本した食生活学習教材「くわっち～さびら(資料編)」の発送

ア 送付の方法

(ア) 那覇市以外の公立学校:各学校毎に梱包し、各市町村の教育委員会へ発送。

(イ) 那覇市の公立学校及び公立外の学校:各学校へ直接発送。

(ウ) 特別支援学校については、県から直接発送するため、配送料は不要

イ 送付先リスト:別添のとおり(昨年度の一覧を参考として添付)

ウ 発送時期:令和8年3月下旬頃に各送付先へ到着するよう発送すること。

(3) 副読本の学校・家庭・地域での活用促進に繋がる取組の実施

ア 副読本の種類

(ア) 食生活学習教材「くわっち～さびら」 ※印刷・発送あり

(イ) 生活習慣学習教材「ちゃ～がんじゅ～」 ※印刷・発送なし

(ウ) こころの健康「こころのタネ」 ※印刷・発送なし

イ 副読本の対象者

(ア) 食生活学習教材「くわっち～さびら」〈小学生全学年・保護者・教員〉

(イ) 生活習慣学習教材「ちゃ～がんじゅ～」〈小学4～6年生・保護者・教員〉

(ウ) こころの健康「こころのタネ」〈中学生・保護者・教員〉

※副読本の内容については、ウェブサイトで確認願います。

<https://kenko-okinawa21.jp/fukudokuhon/>

ウ 実施する取組内容

(ア) 企画提案した取組の実施

副読本の学校・家庭・地域での活用促進に繋がる取組についてのユニークな企画を提案し実施すること。企画提案は、イベント、新聞広告、テレビCM等、様々な視点で効果的な取組を選択すること。複数の取組を実施してもかまわない。

※参考:「くわっち～さびら」の座学も含めた親子料理教室、テレビCM、地元番組での特集コーナー放映、映画館でのCM放映(子ども向け作品)、大型商業施設での親子参加型イベント、学童や児童館、スポーツ少年クラブ(野球・サッカー・バレーボール等)での出張講座、フリーペーパーへの記事掲載、イベント実施時に配布するノベルティの制作等

※当課では、instagram のアカウント

「おきなわ\_こどもの健康づくりガーディアン」を開設・運用していることから、取組に活用することができる。



Instagram  
(おきなわ\_こどもの健康づくりガーディアン)

(イ) 医師会主催の「うりずんフェスタ」での広報啓発

医師会が主催する「うりずんフェスタ」(会場:沖縄県医師会館)を今年度も令和8年2月に開催予定である。その会場で所定の場所にバナースタンドを6つ(県保有)設置し、

- 県の作成チラシ等の配布物を含めたスペースの準備・運営を行うこと。
- (ウ) アンケート等の手法により、取組の効果を検証すること。

## 7 提出成果物

### (1) 提出期限

本契約の受託者は、成果物を契約期間内に沖縄県保健医療介護部健康長寿課へ提出すること。

### (2) 成果物

成果物として、以下を納品すること。

- ア A4版報告書(実施内容、成果物、委託業務収支決算書、委託業務に係る支出の費目別内訳、広報・啓発の効果検証結果等。)
- イ 報告書の電子データ(PDF、テキストファイル、ワード、エクセル、動画ファイル、画像ファイル等)を収納した電子媒体 1式
- ウ その他本業務の制作物(制作冊子のデータ等)等

## 8 著作権

- (1) 本業務で制作した全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規程する権利を含む)、利用権は、県に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、その負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 委託業者は、成果物に関して著作者人格権を行使しないことに同意すること。  
また、当該成果物の著作者が委託業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (3) 成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 県は、本事業で納品された成果物を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができる。

## 9 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
  - ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限
- 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできな

い。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

(4) 申請・承認手続の流れ

ア 委託業者が県へ再委託承認申請書(別紙様式1)を提出(再委託を行う10日前までに申請すること。)

イ 県は、以下の視点で再委託の適否を確認

(ア) 「一括再委託」「契約の主たる部分の再委託」又は「相互供給(※)」に該当しないこと。

(イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。

(ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。

- ・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。
- ・期限内に業務を完遂できること。
- ・業務品質及び成果が適正に保持されること。

(エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。

(オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

※ 相互供給について

委託先が当該契約に係る企画提案者に業務の再委託を行うことは、企画提案者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

ウ 確認の結果、再委託が適当と判断する場合は、県が委託業者へ再委託承認書(別紙様式3)により通知

エ 委託業者と再委託先が再委託契約を締結

オ 承認を受けた内容に変更が生じるときは、委託業者が県へ再委託変更承認申請書(別紙様式2)を提出

カ 県は、イに示した視点で変更の適否を確認

キ 確認の結果、変更が適当と判断する場合は、再委託変更承認書(別紙様式4)により委託業者へ通知

ク 委託業者と再委託先が再委託変更契約を締結

## 10 業務進捗状況に関する打ち合わせ

本事業を適正かつ円滑に実施するため、受託者は遅滞なく業務の進捗状況の報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

## 11 その他留意事項

### (1) 自社調達等を行う場合における利益等排除

本事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、本事業の実績額の中に受託者自身の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、委託業務の実施に要した経費に相当する額を精算して支払うという経理処理の性質上ふさわしくないと考えられることから、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととする。

#### ① 利益等排除の対象となる調達先

受託者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となる。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

ア 受託者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 受託者の関係会社

#### ② 利益等排除の方法

ア 受託者の自社調達の場合

原価をもって委託対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって委託対象経費とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うこととする。

ウ 受託者の関係会社（上記イを除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって委託対象経費とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うこととする。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するため、その根拠となる資

料を提出すること。

- (2) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託事業者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。  
なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託事業者が責任をもって充足しなければならない。
- (5) 受託事業者の役員、職員等(再委託先等も含む)は、本委託業務の遂行上知り得た事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 県は、受託者に対し、状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができる。